

令和8年度神奈川県新規就農者育成総合対策事業に基づく研修機関の募集について

就農準備資金及び就農準備支援事業の交付対象者の研修先として、神奈川県の認定を希望する研修機関（先進農家、先進農業法人等）を募集します。

- 1 受付期間：令和8年5月15日（金）から6月12日（金）まで
- 2 申請書提出期日：令和8年6月12日（金）（必着）
- 3 申請書提出先：神奈川県環境農政局農水産部農業振興課普及グループ
（問合せ先） 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-4446
- 4 提出書類：研修機関等認定申請書及び添付資料一式
- 5 認定基準：別添「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」及び「神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施事業研修機関等認定要領」
- 6 認定期間：認定した年度を含めて3箇年度（～令和11年3月31日）
- 7 その他
要綱、認定基準及び研修機関等認定申請書は、神奈川県ホームページのサイト「新規就農者育成総合対策事業」からダウンロードできます。
(URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f420464/index.html>)
※認定後に、研修内容等を新規就農支援ポータルサイト等に登録・公表する必要があります。

○就農準備資金及び就農準備支援事業とは

神奈川県が認める研修機関で、就農に向けた研修を受ける者に、1人当たり年間165万円※を最長2年間交付する支援制度（令和3年度までの農業次世代人材投資事業・準備型に相当する制度）

※国の要綱により、令和8年4月1日から研修を開始している場合に、交付額が165万円となります。交付対象者が令和7年度を含む以前の年度に研修を開始している場合は、150万円となります。

○神奈川県が認める研修機関とは

認定基準に基づき就農に向けて必要な技術等を習得する研修を実施する先進農家や先進農業法人等で、都道府県の認定を受けた研修機関等のこと。（今回の募集は、新たに当該認定を受けようとするもの）